



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

今年は土用の丑の日が2回も！

今年の土用の丑の日は、**7月19日、31日**になります。7月に土用の丑の日が2回あるのは、1796年に1度あり、何と213年ぶりに今年も夏の土用丑の日が7月に2回あります。

今年の夏は、ひと味違う土用の丑の日となりそうですね。

土用の丑の日とは、うなぎ屋から商売の相談を受けた平賀源内が、昔から「丑の日」に「う」の付く食べ物を食べると夏やせしないとされていた事から「本日は丑の日」と書いて店先に看板を出すよう勧めたところ、その「うなぎ屋」がたいへん繁盛したので他のうなぎ屋も真似をするようになった、といわれています。

「暑い日が続く夏に元気が出るようにうなぎを食べる」これは、栄養素が豊富なうなぎだからこそその習慣ともいえるでしょう。

うなぎには身体に良いとされる栄養素として、ビタミンA、B1、B2、D、EやDHA、EPA、ミネラル(鉄、亜鉛、カルシウム)などが含まれています。

DHA(ドコサヘキサエン酸)は、頭が良くなる栄養素として有名ですね。記憶力や視力の回復効果以外にもDHAはがんや心臓病、高血圧、糖尿病、脳卒中、動脈硬化の予防と改善にも効果があるといわれています。

EPA(エイコサペンタエン酸)は、血管の病気と言われる脳梗塞や心筋梗塞といった病気の予防に効力があるそうです。また、コレステロールや中性脂肪を減らす働きもあり、血液の流れを良くして病気の予防にもなります。

うなぎは夏バテ解消の疲労回復効果以外にも、皮膚などを健康に維持する美容効果、口内炎、丈夫な骨の維持、高血圧の予防などさまざまな効果があり、意外にも**低カロリー**ですので、**うなぎは身体にとっては実に理想的な健康食品なんですよね。**

うなぎの蒲焼は、うなぎ料理の代表例ですが、この蒲焼の香ばしさも健康効果があるようです。落語に、蒲焼の香りだけでご飯を食べ、おかずなしで無料かと思ったら、うなぎ屋から香り代を請求されたという話があるように、焼いている時の独特の香ばしさもうなぎのおいしさの一つですね。

これは、淡水魚独自のもので、ピペリジンという物質と脂質、アミノ酸が加熱により結合した香りだそうです。また、醤油、砂糖、みりんなどからできているたれも加熱されることで、カラメルやメラノイジンという芳香性のある成分が生成され、食欲をおこす香りになるということです。

焼くことによって生成されたメラノイジンは、抗酸化力があり、血中の悪玉コレステロールの増加を抑制する働きもあります。

今年は、土用の丑の日が2回もある、珍しい年ですから、たくさんうなぎを食べて、美肌効果をねらい、さらに頭が良くなることに期待したいと思います。

(青島 彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (雇用調整助成金の税務上の取扱い)

当社は、資本金1,000万円の自動車部品製造業を営む5月決算の中小企業です。
昨年来の不況により当社も受注が激減したため、今年から定期的に休業日を設け生産調整を行っています。従業員には法定の休業手当を支給し、この支払を補填するために国からは雇用調整助成金の給付を受けています。
これらの休業手当や助成金に関して税務上注意すべきことはありますか。

Answer

まず、当該休業手当は所得税の課税対象であるため、貴社は通常の給与と同様に源泉徴収する義務があります。
また、雇用調整助成金について、決算日までに休業した日に係る助成金は、平成21年5月期の益金の額に算入しなければなりません。たとえ入金や給付額の通知がない場合であっても、その金額を見積り、益金算入しなければなりません。

解説



昨年来の不況下、雇用調整助成金制度の受給要件が緩和され、これを利用する企業が急増しています。(問合せは最寄りのハローワークへ)

①休業手当

業務中の負傷等により給付される休業補償や、育児・介護休業給付金等については、法令により所得税が課税されないこととされています。ご質問のような会社の生産調整などによる休業手当は、これに該当しないため、通常の給与と同様に源泉所得税が課税されます。給与計算の際に注意が必要です。

②雇用調整助成金

休業手当等の経費を補填するために、雇用保険法等の法令の規定に基づいて交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業等の事実があった日の属する事業年度において、金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入しなければならないとされています。

雇用調整助成金等は、休業手当等の経費の支出の補填を前提として給付されるものなので、その給付の原因となった休業等の事実があった時点で給付金の額を収益計上することにより、収支に対応関係を持たせることが合理的です。仮に、給付金の支給を受けた日や金額の通知があった日に収益計上すると、休業手当等の費用の計上が先行し、収支に対応関係が図れず妥当ではありません。

根拠条文等

所得税法施行令 第20条 (非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等)

雇用保険法 第10条 (失業等給付)、第12条 (公租の禁止)

法人税基本通達 2-1-42 (法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)